平成２９年（フ）第２１５号
堺市堺区熊野町東３丁１番７号　エクセル熊野町301号
債務者　石原　幸洋
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２３７号
大阪府松原市岡２丁目15番17―306号
債務者　芝池　由賀
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第２５３号
大阪府柏原市玉手町18番57―301号　パールハイツ高木
債務者　河合　　希（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４６号
長崎県長崎市夫婦川町４番６号　102
債務者　中尾　**廣**子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２号
長野県中野市大字永江1911番地１
債務者　中島　奏子
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０７号
愛知県小牧市春日寺１丁目56番地
債務者　風間　　篤
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２３６号
名古屋市西区則武新町１丁目７番28号　市営南押切荘１棟305号
債務者　加藤美智代
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２号
愛知県江南市木賀東町新宮113番地
債務者　ＹＯＳＡＰＡＲＫｎａｎａｉｒｏこと池上　梨沙
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第８８４号
大阪市旭区中宮２丁目21番15号
債務者　清水　真実（旧姓大重・松葉）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０９５号
大阪市東淀川区北江口３丁目２番16―302号
債務者　佐伯　義枝
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２５号
大阪府摂津市香露園24番28―１Ｅ号　メゾン香露園
債務者　吉田　哲也
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１４３号
大阪市平野区長吉長原西３丁目10番６―308号
債務者　宮本典子こと　曺　　典子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２２６号
大阪市生野区新今里３丁目２番24―303号
債務者　山口　泰秀
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２６７号
大阪市鶴見区今津南２丁目４番38―706号
債務者　目黒亜須香
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２８３号
大阪市淀川区木川東３丁目８番25号　ＮＬＣ新大阪Ⅲ　803号
債務者　大槻　智之
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３４１号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田４丁目15番19―206号
債務者　大島　由紀
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
長崎県南松浦郡新上五島町立串郷1470番地
債務者　小瀬良　保
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
長崎地方裁判所五島支部